

# TMI Associates Newsletter

SPRING 2010  
**Vol.3**

TMI 総合法律事務所

## CONTENTS

- P.1 ヘッジ・ファンドに関する規制について
- P.3 不正競争防止法改正による営業秘密の保護強化
- P.4 最近の東京証券取引所の増資に関するルールの改正
- P.6 資金決済法の概要について

- P.8 TMI月例セミナー紹介
- P.8 書籍紹介
- P.8 編集部から

## ヘッジ・ファンドに関する 規制について

— 弁護士 山口芳泰  
— 弁護士 海江田光

### 第1 近時の動向

リーマン・ショックに代表される今般の世界的な金融危機を契機として、店頭デリバティブ取引、証券決済・清算システム等とともに、ヘッジ・ファンドについても、国の内外を問わず広くその規制強化が検討されている。ヘッジ・ファンドは、従来規制の対象とされることが比較的少なかったが、今般の金融危機において、投資家からの解約請求が殺到したヘッジ・ファンドが運用株式等の大量のポジションの清算を行って金融市場に多大な影響を及ぼしたことや、その高度のレバレッジを利用した取引などが金融システムの安定性に対してシステムミック・リスクをもたらすことなどが認識されるようになり、今回の検討対象となっている。そこでは、投資家保護とともに、金融システムの安定性・透明性の向上がその主要な目的とされている（平成22年1月21日金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」（以下「制度整備」という。）1頁、12頁以下など）。この点につき「制度整備」において示された日

本の対応は、大要以下の通りである。

『制度整備』に示された対応

#### ①登録対象の拡充等（一国際的な共通認識・合意）

ファンドの運用者	現行金商法による規制	対応の要不要
投資一任運用業者	登録制	対応済み
投資信託運用業者	登録制	対応済み
集団投資スキーム（自己運用）	登録制・届出制（プロ向け）	プロ向けの届出制につき、現時点では登録制に移行する必要なしと判断

#### ②ファンドのリスク管理状況に係る報告事項等の拡充（一国際的に議論中）

各国と協調し、運用財産のリスク管理状況等を継続的に当局へ報告する等の報告事項を拡充する。

以下、ヘッジ・ファンドに関する規制について、従来からある規制と近時の改正並びに国内外の新しい規制の動向を概観してみた。

### 第2 日本における従来からの規制と近時の改正

#### ①ヘッジ・ファンドの持分等の国内販売に関する規制

ヘッジ・ファンドの持分や債券が金商法上の有価証券に該当する場合、国内でのその募集・販売については、金商法の開示規制がかかる。かかる開示規制を免れる販売方法として、適格機関投資家私募、少数人私募等が利用されるが、金商法上の「有価証券の売出し」概念の改正に伴ってかかる開示規制も新しく整理され、本年4月1日以降は、例えば、従前

の海外発行証券の少人数向け勧誘は廃止され、海外既発行証券についても新たに「私売出し」などの中で取り扱われるべきものとなった。投資信託の（交付・請求）目論見書の内容についても見直しが行われている。ヘッジ・ファンドが（外国）投資信託・投資法人に該当する場合は、その販売につき、投信法上の届出が必要である。ヘッジ・ファンドがリミテッド・パートナーシップなどの集団投資スキームに該当する場合は、発行体によるその持分の募集等は「自己募集」として金商法上の登録制の対象となる（但し、適格機関投資家等特例業務の例外（届出制）も利用される）。販売に携わる業者は、取り扱う有価証券の種類などに応じて第一種又は第二種の金融商品取引業の登録を要し、販売に当たっては金商法上の行為規制の遵守が求められる。

## 2 ヘッジ・ファンド運用者に関する規制

国内のヘッジ・ファンドであれば、運用業者について投資一任運用業者・投資信託運用業者にかかる金商法の業規制がかかる（もっとも、国内投資信託は、投資信託協会の規則による借入れ規制などいくつかの障害があり、ヘッジ・ファンドには適さないともされる）。外国投資信託・投資法人、海外 SPC 等の会社形態による運用は、原則として上記の業規制にはかからない。海外リミテッド・パートナーシップのジェネラル・パートナーによる運用は、集団投資スキームの運用として金商法上「自己運用」の登録制の対象となるが、これにも例外としてプロ向けの届出制があるほか、日本の居住者の出資が一定割合以下である場合はかかる業規制から外れることがある。

## 3 ヘッジ・ファンドによる運用取引に関する規制

ヘッジ・ファンドによる運用の為の取引も、金商法などの規制を受けることがある。例えば、国内上場株の売買については、インサイダー取引・相場操縦規制、空売り規制、公開買付け規制、大量保有報告、独禁法・外為法上の届出・報告、各業法による外資規制などである。このうち、空売り規制については、一昨年の秋から、売付けの際に株の手当てがなされていない空売りの禁止、発行済株式総数の原則 0.25% 以上の空売りポジションの報告・公表といった時限的な措置が講じられているが、幾度かの延長を経て現在もこれらの時限措置について本年 4 月末までの延長が決まっている（「制度整備」において、その後も引き続きマーケット・諸外国の動向を注視しながら対応し、措置の恒久化等についても検討していくとされている）。大量保有報告については、投資運用業者に報告頻度等を緩和する特例報告の制度があり、外為法上の対内直接投資等の届出・報告については、一任運用をする外

国投資顧問業者が届出・報告義務者となるような改正が昨年 6 月から施行されている。

## 第 3 国内外の新しい規制の動向

(1) 「制度整備」に示された国内の新しい規制の動向に関しては、第 1 の表に記載した点のほか、外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態で現状金商法の規制外となってしまうものを登録対象にすべしという指摘がある。また、平成 22 年 3 月 4 日改正の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」においては、ファンドモニタリング調査の対象業者・項目が追加されている。平成 22 年 2 月 25 日の金融庁政策会議における金商法改正案の説明参考資料によれば、ヘッジファンド運用者からの報告事項の拡充等については、今後各国と強調しつつ政省令などで規定される可能性もある。

(2) 米国では、ヘッジ・ファンド運用者に対し広く証券取引委員会（SEC）への登録を求めることを含む様々な法案が出されている。EU においても、「オルタナティブ投資ファンド運用者指令（案）」（AIFM）において、ヘッジ・ファンドやその運用者・販売者に対して関連する国での認可の取得（EU 各国で有効）を幅広く求めることや、より厳しい開示その他の規制（バリュエーション、最低資本、手数料制限等）を課すことが提案されていて多くの議論があり、いずれも今後の成行きが注目される。

パートナー弁護士  
**山口芳泰**  
(1964年生)

Yoshiyasu Yamaguchi  
直通 / 03-6438-5517  
MAIL / yyamaguchi@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】  
企業合併・買収 (M&A)  
証券化 / プロジェクトファイナンス  
ベンチャー関連

【登録、所属】  
東京弁護士会 (1991)  
ニューヨーク州 (1998)  
法務省大臣官房司法法制部日本法令外国語推進会議委員 (2009)

パートナー弁護士  
**海江田光**  
(1962年生)

Hikaru Kaieda  
直通 / 03-6438-5425  
MAIL / hkaieda@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】  
金融取引  
証券化 / プロジェクトファイナンス  
一般企業法務  
国際企業取引  
ベンチャー関連  
紛争解決

【登録、所属】  
第二東京弁護士会 (1993年)

## 不正競争防止法改正による 営業秘密の保護強化

— 弁護士 宮川美津子

— 弁護士 波田野晴朗

平成 21 年 4 月 21 日、第 171 回通常国会において、不正競争防止法（以下「不競法」という。）の改正法が成立した。今回の改正は、営業秘密侵害に対する刑事罰（営業秘密侵害罪）の範囲を拡充し、現実には適用困難と言われてきた営業秘密侵害罪を適用可能なものへと生まれ変わらせるための改正といえる。

### 第 1 改正の背景

不競法では、他人の営業秘密を侵害する行為を不正競争と定め、被害者に損害賠償請求権や差止請求権を認めるとともに、悪性の高い営業秘密侵害行為を刑事罰（営業秘密侵害罪）の対象としている。もっとも、情報の複製や伝達は痕跡が残りにくいことから、営業秘密侵害の事実を立証する証拠を収集することは容易ではない。特に、近年、情報の電子化、インターネットや大容量記録媒体（USB メモリ等）の普及などにより、被害者が自力で営業秘密の侵害の証拠を収集することは一層困難になっている。このため、営業秘密を保護するためには、民事手続では限界があり、強制捜査による証拠収集が可能な刑事手続が有効と考えられている。しかし、現実には、営業秘密侵害罪はこれまでほとんど立件されてこなかった。その大きな原因の一つとして、現行の営業秘密侵害罪の構成要件の一部が立証困難であることが指摘されていた。そこで、今回の改正においては、このような立証困難であった構成要件の一部を変更することで、刑事手続による営業秘密の保護の拡充が図られることとなった。なお、従前から議論のあった営業秘密保護のための刑事裁判の公開停止措置の導入については、今回の改正では見送られ、今後の検討課題とされている。

### 第 2 主な改正内容

#### 1 目的要件の変更

現行法の営業秘密侵害罪の各類型では「不正の競争の目的」が要件となっている。しかし、「不正の競争の目的」は、特定の競争者を競争上優位に立たせる目的とされ、競争関係を前提としない図利加害目的（競争関係のない第三者への供与目的、嫌がらせ目的など）が含まれない可能性が高く、また、裁判例がほとんどないことから、何を立証すれば裁

判所が「不正の競争の目的」を認定するのも明らかではなかった。そこで、今回の改正により、この目的要件が「不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的」（図利加害目的）に変更されることとなった。これにより、競争関係の有無を問わず処罰対象となることが明らかとなった。図利加害目的の立証においては、同様の目的要件が設けられている刑法の背任罪（刑法 247 条）に関する裁判例の事実認定を参考にすることができるという実務的な利点も存在するものと思われる。

#### 2 処罰対象行為の範囲の拡大

現行法では、第三者が詐欺、暴行、脅迫、窃盗、建造物侵入、不正アクセス等の不正手段によって営業秘密を取得する行為については、営業秘密の記録された書面や記録媒体（以下「営業秘密記録媒体等」という。）の取得又は複製を伴う場合にのみ処罰の対象となっていた（不競法 21 条 1 項 2 号）。このため、現行法では営業秘密記録媒体等の取得を伴わない営業秘密の取得行為（たとえば、頭で記憶する行為）を処罰することができなかった。そこで、今回の改正により、営業秘密記録媒体等の取得や複製の有無を問わず、不正手段によって為される営業秘密の取得行為がすべて処罰の対象とされることとなった。

また、現行法では、営業秘密を保有者から示された者（役員、従業員、取引先等）による行為については、営業秘密を使用・開示する行為のみが処罰対象とされていた。しかし、営業秘密記録媒体等が不正に持ち出されたことが明らかであっても、その後の営業秘密の使用・開示は秘密裡に行われることが多く、その立証が困難な場合があった。そこで、今回の改正によって、営業秘密を保有者から示された者が、営業秘密の管理に係る任務に背いて、①営業秘密記録媒体等及び営業秘密が化体された物件を横領する行為、②営業秘密記録媒体等にある情報が化体された物件を権限なく複製する行為、③営業秘密記録媒体等に記録された営業秘密について消去すべきものを消去せず、かつ、消去したように偽装する行為、がそれぞれ処罰の対象とされることとなった。今回の改正によって、図利加害目的で、秘密保持義務に違反して営業秘密が記録された物等を権限なく持ち出す行為は、そのほとんどが刑事罰の対象行為になるものといえる。

#### 3 不正取得後の不正使用開示

現行法においては、第三者が不正手段によって取得した営業秘密を使用・開示する行為（不競法 21 条 1 項 1 号）や、営業秘密を保有者から示された者が不正に取得等した営業秘密を使用・開示する行為（不競法 21 条 1 項 3 号）は、その使

用・開示行為のみならず、営業秘密の取得等の時点においても「不正の競争の目的」がなければ処罰の対象とならなかった。今回の改正では、営業秘密の使用・開示行為の処罰については、営業秘密を得た時点では図利加害目的がなかったとしても、使用・開示行為の時点で図利加害目的を有している場合には、刑事罰の対象とされることとなった。

### 第3 今回の法改正を踏まえて企業の取るべき対応

今回の改正は、刑事罰の対象となる営業秘密侵害行為の範囲を拡張するものであるため、営業秘密の民事的な保護要件を変更したものではない。そこで、企業としては、従前どおり、情報漏えいを防止しつつ、万が一、情報漏えいが生じた場合には、不競法による保護が受けられるように、秘密管理体制を整備しておく必要がある。もっとも、クラウドコンピューティングを利用した外部サーバにおける情報管理など、情報管理技術が日々進歩していく中で、必要十分な秘密管理体制をどのように整備すべきかを判断することは容易ではない。今年になって経済産業省は営業秘密管理指針を改訂しているので、まずはこの新しい指針を参考として秘密管理体制を整備する必要がある。また、秘密管理体制の整備に際しては、従業員に対する管理体制に係る労働法上の問題や、取引先に対する管理体制に係る独占禁止法上の問題などが近時議論されているところである。そこで、秘密管理体制の整備に際しては、不競法以外の関連法令にも留意する必要がある。

## 最近の東京証券取引所の増資に関するルールの改正

— 弁護士 中川秀宣  
— 弁護士 菊池きよみ

東京証券取引所（「東証」）は、昨年、相次いで企業の資本調達に関し重要なルールの改正を行なった。不公正なファイナンスへの利用を封じ、既存株主を不合理な希薄化リスクから保護することが主目的だが、中には企業のライツ・イシュー（株主割当）の利用に便宜を図る内容も含まれている。

### 第1 第三者割当増資に関する改正

#### 1 背景及び問題点

第三者割当増資は、取締役会決議限りで行なわれる機動的かつ有用な資金調達手段として企業により活用されて来た。しかし、近時は、既存株主の議決権の極端な希薄化を

パートナー弁護士  
**宮川美津子**  
(1960年生)

Mitsuko Miyagawa  
直通 / 03-6438-5505  
MAIL / mmiyagawa@tmi.gr.jp



#### 【主な取扱分野】

国際企業取引  
知的財産  
紛争解決

#### 【登録、所属】

第一東京弁護士会(1986)  
ニューヨーク州(1994)  
日本知財学会  
日本商標協会  
エンターテインメントロイヤーズネットワーク  
AIPPI  
INTA(International Trademark Association)  
IBA(International Bar Association)  
産業構造審議会知的財産政策部会  
同部会技術情報の保護等の在り方に関する小委員会  
関税法69条の21に規定する専門委員  
文化審議会著作権分科会及び基本問題小委員会  
インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ  
日弁連知的財産センター

弁護士  
**波田野晴朗**  
(1977年生)

Seiro Hatano  
直通 / 03-6438-5604  
MAIL / shatano@tmi.gr.jp

#### 【主な取扱分野】

知的財産  
IT関連  
情報保護  
一般企業法務  
紛争解決

#### 【登録、所属】

第一東京弁護士会(2004)

もたらす第三者割当や、海外のファンド等に大量の株式が割り当てられたものの最終的には発行会社に資金が払い込まれずに終わる例など、投資者保護の観点から問題とされる事例が市場において散見されるようになった。また、銀行融資も受けられず、公募増資も困難な企業が、実態不明な割当先からの資金調達を反復することにより、債務超過だけは回避し、何とか上場は維持するものの、調達された資金は使途不明なまま社外へ流出、割当先も短期間で株式を売却し、売却資金を悪用するなど、第三者割当増資が割当先により株式発行の輪転機的に悪用されているケースも少なくない。さらに、このような発行市場における不公正なファイナンスが、株価操縦や粉飾決算などの流通市場における不正事件につながっているとも言われている。

#### 2 改正内容

そこで、東証は、まず平成21年8月24日に、有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則を改正し、以下の規

制を導入した。

①希薄化率 25%以上又は支配株主が異動する場合に、以下の

(i)又は(ii)の手續の義務付け

(i)経営者から一定程度独立した者(社外監査役、第三者委員会等)による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手

(ii)株主総会等による株主の意思確認<sup>(2)</sup>

②割当先の財産の存在の確認、払込金額の算定根拠及びその具体的な内容(東証が必要と認める場合には、有利発行に該当しないことにかかる適法性意見の入手<sup>(3)</sup>)等の適時開示

③希薄化率が 300%を超える場合又は支配株主の異動を伴う一定の場合の上場廃止基準の整備

④割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書の提出

また、金融庁も、上記背景に鑑み、投資家保護をさらに徹底する目的で、平成 21 年 12 月 11 日、企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、平成 22 年 2 月 1 日以後に第三者割当に係る有価証券届出書等を提出する場合には、企業に対して、割当予定先の実態、割当予定先による株式等の保有期間や転売予定及び資金手当て、手取金の使途並びに大規模な第三者割当等に関して積極的な開示を求めるとし、情報開示規制を強化した。

以上の改正は、既存株主の利益を損なう不合理な第三者割当を防止し投資家の信頼を回復するための抜本的な改革といえるが、上場企業には、今後、資金調達に関する情報開示を含むガバナンス制度の充実と、追い詰められてからの資金調達とならないための計画性がますます求められよう。

## 第 2 株主割当増資に関する改正

### 1 ライツ・イシュー

株主割当増資は、欧州では金融機関をはじめとする大型資金調達において積極的に活用されている手段であるが、わが国上場企業においては、1970 年代以降、ほとんど利用されてない。しかし、前述の第三者割当増資の問題点(特に既存株主の利益の希薄化)から、企業の資金調達の多様化を図る目的で、また自己資本比率向上の手段として、このところ株主割当増資への関心が高まっている。そこで注目されているのが、主に英国などで行なわれている「ライツ・イシュー」であるが、これは株主に優先的に新株割当を受ける権利を付与し、かかる権利の行使を望まない株主に権利の売買を許すことにより換価の機会を確保するものである。わが国でこれと同様の効果を持つ増資を行なうとすれば、新株予約権の株主無償割当(会社法第 277 条)を行なっ

た上で、かかる新株予約権に流動性を持たせること(例えば、同一取引所への上場)が考えられる。

### 2 改正内容及び課題

東証は、わが国でライツ・イシューを行なう際に弊害となることが想定されることから、第 1 の改正に引き続き、平成 21 年 12 月 22 日、有価証券上場規程施行規則を改正し、かかる上場規則の中の、1 個の新株予約権の目的である株式は 1 株とすることを要求する旨の規定を削除した。これにより、例えば、予約権 1 個に対して 0.1 株を発行する新株予約権でも上場することが可能となり、商品設計の柔軟性が増すこととなった。

しかしながら、東証による上場規則の改正のみで大規模なライツ・イシューが直ちに増えることは予想し難い。第一に、新株予約権の株主無償割当による増資完了までに、割当基準日の 25 日前までの有価証券届出書の提出、目論見書の作成・交付、行使期間の初日の 2 週間前までの株主に対する割当通知など、制度上、3 ヶ月間程度の期間が必要と考えられ、機動的な資金調達という点では他の手法に劣るからである。第二に、新株予約権が行使されない限り発行会社としては予定通りの資金調達ができないため、行使されない新株予約権をまとめて金融機関が引受けるなど、一定額の資金を確保するための手当てが必要となる。しかし、引受けに係る株式所有割合によっては公開買付規制の適用対象となる点や、金融機関が引受けに経済合理性を見出せるかなどが課題として残されている。第三に、適正な行使価格の設定の問題があるが、実際には、効力発生日までの株価の変動や、行使されない新株予約権などを予め考慮して行使価格を決定することは非常に困難であろう。第四に、ライツ・イシューの普及に不可欠となる、活発な上場新株予約権市場が形成されるかは未知数である。なお、米国株主が存在する上場企業の場合は、米国証券取引法への配慮も別途必要となる。<sup>(7)(8)</sup>

### 第 3 今後の規制の動向及び企業の対応

経済大国としてのわが国の証券市場の公正性・透明性を確保し、投資者の信頼を保護する観点から、第三者割当増資については、今後ますます厳格な情報開示が要請されるものと予想される。ライツ・イシューについても、健全な新株予約権市場の形成の観点から、将来、価格に関するルールが策定される可能性も否定できない。このように規制が強化されて行く中、今後は、市場(及び市場での取引)への参加が許される企業が必然的に淘汰されていくことが予想され、企業には、より高い倫理観と法令遵守意識が要求されるといえよう。

- (1) 大阪証券取引所及びジャスダック証券取引所も同様の改正を平成21年12月30日(新株予約権の改正については平成22年1月4日)から実施することを発表した。
- (2) 実際には株主総会を通すことは困難であろう。
- (3) 実務上は、第三者機関から価格算定書やフェアネスオピニオンを徴求するなどしている。
- (4) 最近では、平成21年11月に、オランダのING及び英国銀行大手のロイズ・バンキング・グループがそれぞれライツ・イシューにより1~2兆円規模の大型資本増強を行った。
- (5) 金融庁は、平成22年2月26日に、「企業内容等の開示に関する内閣府令(案)」において、ライツ・イシューに関連して、有価証券届出書の提出時期を割当日の25日前から15日前へ短縮することを含む改正案を公表したことから、かかる期間は多少短縮されるものと予想される(平成22年3月16日現在)。
- (6) 増資完了までの期間が長期にわたることから、重要事実の発生による目論見書の訂正が何度も生じかねず、企業がライツ・イシューを行なう最も適切なタイミングも問題となる。
- (7) 米国株主が10%以上である場合は、ライツ・イシューを行なうことができるのは、費用対効果に鑑みて、現実的には上場企業の中でも米国で発行登録をしているような大企業に限られるであろう。
- (8) 本年3月5日、(株)タカラレーベンが新株予約権の上場を伴う株主割当増資(平成18年の会社法施行後初)を行なうことを発表した<sup>(1)</sup>が、これは新株予約権1個につき1株が交付されるもので、本改正により可能となったものではない。

パートナー弁護士  
**中川秀宣**  
(1967年生)

Hidenori Nakagawa  
直通 / 03-6438-5660  
MAIL / hnakagawa@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】

M&A  
バンキング  
キャピタル・マーケット  
金融コンプライアンス  
不動産取引  
投資ファンド・ビジネス

ストラクチャード・  
ファイナンス / 流動化  
買収ファイナンス  
会社の支配権を巡る紛争  
不良資産ビジネス

【登録、所属】

第一東京弁護士会(1992)  
ニューヨーク州(1998)

弁護士  
**菊池きよみ**

Kiyomi Kikuchi  
直通 / 03-6438-5430  
MAIL / kkikuchi@tmi.gr.jp

【主な取扱分野】

金融取引一般  
国際企業取引一般  
独禁法

【登録、所属】

東京弁護士会(1999)  
ニューヨーク州(2003)

## 資金決済法の概要について

— 弁護士 白石和泰  
— 弁護士 村上諭志

### 第1 はじめに

資金決済に関する法律(以下「資金決済法」又は単に「法」という。)が昨年の6月24日に公布され、本年の4月1日に施行された。

資金決済法では、資金決済に関し次のような制度整備がなされている。

①前払式証券の規制等に関する法律(いわゆるプリ方法)<sup>(1)</sup>の枠組みを基本的に維持しつつ、紙・IC型に加えて、いわゆるサーバ型の前払式支払手段を新たに規制対象とする等、所要の制度整備が図られた(法3~36条)。

②これまで銀行の独占業務とされていた為替取引について、銀行以外の者が登録を受けた上で少額の為替取引を業として営むこと(資金移動業)が認められ、資金移動業にかかる所要の制度整備が図られた(法37~63条)。

③銀行等の中で生じた為替取引に係る債権債務の清算に関する業務(資金清算業)について、免許制にする等、所要の制度整備が図られた(法64~86条)。

④前払式支払手段発行者又は資金移動業者が設立した一定の要件を満たす一般社団法人を、内閣総理大臣が、資金決済法等の遵守等にかかる指導・勸告等の業務(法88条)を行う者(認定資金決済事業者協会)として認定できることと

された(法87~98条)。

⑤資金移動業について、いわゆる金融ADR制度が導入された(法99~101条)<sup>(2)</sup>。

本稿では、リテールの資金決済に関して実務上特に重要と思われる上記①及び②を中心に取り上げる。

### 第2 前払式支払手段に関する規制(第1の①)について

#### 1 サーバ型前払式支払手段への規制拡大

利用者保護や事業者間のイコールフットingの観点から、資金決済法においては、有体物にその価値が記録される、紙・IC型の前払式支払手段に加え、サーバ等にその価値が記録され、通信回線を介して当該サーバ等にアクセスして利用するようなサーバ型前払式支払手段も新たに規制の対象とされた(法3条1項)。

#### 2 規制の内容

資金決済法では、利用者保護のための以下のような規制が設けられている。

規制事項	規制内容	備考
届出又は登録義務(法5条、7条)	自家型前払式支払手段 <sup>(※1)</sup> の発行者は、所定の事項の届出が必要。	基準日(3月末と9月末)において、未使用残高が1000万円を超えた場合に限る。
	第三者型前払式支払手段 <sup>(※2)</sup> の発行者は、事前に登録が必要。	

※1 自家型前払式支払手段とは、発行者(及び発行者と密接な関係を有する者)からの物品の購入や役務の提供等の代価の弁済のみに利用可能なものをいう。例えば、発行した店舗でしか使えない商品券などがこれにあたる(法3条4項)。

※2 第三者型前払式支払手段とは、自家型前払式支払手段以外の前払式支払手段であり、発行者以外の加盟店等からの物品の購入や役務の提供等の代価の弁済に利用可能なものをいう。例えば、全国百貨店共通商品券などがこれにあたる(法3条5項)。

規制事項	規制内容	備考
発行保証金の保全義務(法14条)	基準日(3月末と9月末)の未使用残高の2分の1以上の額に相当する金銭を供託等して保全することが必要。	基準日(3月末と9月末)において、未使用残高が1000万円を超えた場合に限る。 発行保証金の保全方法として、①供託、②銀行等との間の発行保証金保全契約のほか、新たに③信託会社等との間の発行保証金信託契約に基づく信託も可能となった(法16条)。①～③はいずれも組み合わせ可能。
払戻しの原則禁止(法20条2項)	前払式支払手段の換金・返金は原則として禁止される。もっとも、払戻金額が少額である場合その他内閣府令に定める場合には払戻しが可能。	左記内容が新たに明文化された。
その他	①前払式支払手段に係る情報(発行者、金額、有効期間、苦情連絡先等)の表示又は提供義務(法13条) ②情報の安全管理義務(法21条) ③帳簿書類の作成・保存義務(法22条) ④報告書の提出義務(法23条) ⑤外国における前払式支払手段の発行者による、国内にある者に対する当該前払式支払手段の勧誘の禁止(法36条)	②、⑤は新設。 その他、プリカ法では、自家型前払式支払手段の発行者に対しては、内閣総理大臣は報告等の徴求しが行えなかったが、新たに立入検査、業務改善命令、業務停止命令も可能となった(法24～26条)。

### 第3 資金移動に関する規制(第1の②)について

#### 1 資金移動業とは

資金決済法では、一回の取引につき100万円以下の少額の為替取引(資金決済法施行令2条)に限って、登録を受けた銀行以外の者が業として営むことが認められた(資金移動業。法2条2項、37条)。

#### 2 規制の内容

資金決済法では、銀行法ほど厳格ではないものの、利用者保護のための以下のような規制が設けられている。

規制事項	規制内容	備考
登録義務(法37条、38条)	登録が必要。	為替取引以外の業務(兼業)を行うことも可能。
履行保証金の保全義務(法43条、資金移動業者に関する内閣府令11条1項)	1週間ごとに、当該期間における要履行保証額(※3)の最高額以上の額を、当該期間の末日から1週間以内に供託等して保全することが必要。	①(a)供託、(b)銀行等との間の履行保証金保全契約、②信託会社等との間の履行保証金信託契約に基づく信託による。①(a)(b)又は②を選択可能。
その他	①情報の安全管理義務(法49条) ②委託先に対する指導、その他必要な措置を講じる義務(法50条) ③銀行等が行う為替取引との誤認を防止するための説明、手数料その他の資金移動業に係る契約の内容についての情報提供、その他利用者保護等のための必要な措置を講じる義務(法51条) ④指定紛争解決機関との契約締結義務(法51条の2) ⑤帳簿書類の作成・保存義務(法52条) ⑥報告書の作成・提出義務(法53条) ⑦法37条の登録を受けていない外国資金移動業者(銀行免許を受けた外国銀行等を除く)による、国内にある者に対する為替取引勧誘の禁止(法63条)	資金移動業者には、銀行等と同様に、外為法、国外送金調書法、犯罪収益移転防止法上の本人確認義務等が課せられる(法附則20条、28条、31条)。 内閣総理大臣は、報告等の徴求、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、登録取消等が可能(法54～58条)。

※3 要履行保証額とは、原則として各営業日における未達債務の額と権利の実行の手続に関する費用の額の合計額をいう。未達債務の額とは、各営業日において、当該資金移動業者が国内にある利用者に対して負担する為替取引に係る債務の額をいう。

### 第4 ポイント・サービス、収納代行、代金引換サービス等について

金融審議会金融分科会第二部会「決済に関するワーキンググループ」において共通の認識が得られなかった、ポイント・サービス、収納代行、代金引換サービス等に関しては、資金決済法上特段の規定は設けられていない。しかし、このことは、これらのサービス等が銀行法等に抵触する疑義がないことを意味するものではない。

よって、資金決済法の施行を機に、改めて自社サービスを点検し、前払式支払手段発行者の届出・登録や資金移動業登録を行う必要がないか、当該登録等を行わないのであれば、サービス内容を変更する必要がないか、等を検討することが望ましい。

- (1) 資金決済法の施行に伴いプリカ法は廃止されることになる(法附則第2条)。  
(2) 資金決済法は、同法と同時に成立した金融商品取引法等の一部を改正する法律によって改正されており、施行時から金融ADR制度が導入されることになる。

#### 弁護士 白石和泰

(1972年生)

Kazuyasu Shiraishi  
直通 / 03-6438-5652  
MAIL / kshiraishi@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】  
一般企業法務  
不動産  
個人に対する法的サービス  
IT関連  
紛争解決

【登録、所属】  
第二東京弁護士会  
(2003)

#### 弁護士 村上諭志

(1981年生)

Satoshi Murakami  
直通 / 03-6438-5415  
MAIL / smurakami@tmi.gr.jp



【主な取扱分野】  
一般企業法務  
知的財産  
IT関連  
紛争解決

【登録、所属】  
東京弁護士会  
(2007)

# TMI 月例セミナー紹介

TMIでは、皆様への情報提供の場として、毎月無料にてセミナーを開催しております。本年1月から3月までに開催しましたセミナーの概要は以下のとおりです。今後のセミナーのご案内等につきましては、セミナー開催日の1ヶ月前を目処にTMIのHPの「Topics」(<http://www.tmi.gr.jp/information/topic/>)に掲載いたしますので、こちらをご参照いただき奮ってご参加いただければ幸いです。

過去に開催されたセミナーについてご興味のある方は、広報担当：鎌谷  
【電話】(03)6438-5511(代表) 【email】monthlyseminar@tmi.gr.jp までお問い合わせ下さい。

## 1 第19回セミナー(平成22年1月15日)

テーマ：「金融危機発生後の金融取引におけるリスク管理」

講師：弁護士 吉田麗子

船舶金融とデリバティブを例として、金融取引上発生する市場リスク、流動性リスク及び信用リスクを中心に、金融取引におけるリスク管理の現状、リスク管理に対する金融庁の対応についての最新の情報に加えて、契約作成・交渉における留意点と最新の實務の動向について解説しました。

## 2 第20回セミナー(平成22年2月19日)

テーマ：「国境をまたぐM&A(日本企業による対外投資を中心として)における重要論点～法務・税務と實務からの検討～」

講師：弁護士・公認会計士 内海英博

本セミナーは、元大手外資系法律事務所のパートナーを勤め、数々の著名案件を含め多数のクロスボーダーM&Aを手がけた内海弁護士が法務、税務及びビジネスの観点から、書籍などでは触れられていない極めて実践的な内容の講義をしました。

## 3 第21回セミナー(平成22年3月12日)

テーマ：「資金決済に関する法律の概要及び實務上の問題点」

講師：弁護士 白石和泰、弁護士 村上諭志

「資金決済に関する法律」の制定経緯及び概要、實務上懸念される問題点等について解説しました。詳細につきましては、本ニュースレター6頁及び7頁をご参照下さい。

# 書籍紹介

## 最新式 英文併記M&A頻出用語辞典

～M&Aに関わるすべての実務家のために～

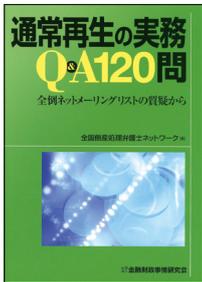


- 【著者】 弁護士／内海英博、大井哲也、池田賢生、原田裕康、  
中川浩輔、滝塚磨、下江毅、水田進、風間有里子、  
小川周哉(以上、TMI総合法律事務所)  
税理士／遠藤元基、平井伸央(以上、税理士法人 山田&パートナーズ)  
公認会計士／秋山大樹、門田英紀(以上、税理士法人 山田&パートナーズ)
- 【発行月】 2010年4月  
【出版社】 財団法人大蔵財務協会  
【価格/版型】 未定/A5版/830頁

法務、会計、税務に関する複合的な知識・ノウハウが求められる近時のM&Aやその周辺領域におけるニーズに応えるため、日々、M&A等の案件に關する弁護士、公認会計士、税理士がそれぞれの専門分野から最新用語をセレクトし、實務に役立つ充実した解説を加えました。また、各用語とその定義文には英訳を付し、随所に個別論点や改正情報等を紹介するコラムも設けていますので、用語辞典にとどまらず、和英辞典や読み物として、幅広い読者の方に活用いただける一冊となっています。

## 通常再生の實務 Q&A120問

～全倒ネットメーリングリストの質疑から～



- 【編著者】 弁護士 高山崇彦 ほか／全国倒産処理弁護士ネットワーク 編  
【発行日】 2010年1月26日  
【出版社】 金融財政事情研究会  
【価格/版型】 3,570円(税込)/A5版/376頁

本書では、民事再生事件を数多く手がけ、實務の第一線で活躍する弁護士が実際の事件処理で感じた悩みや疑問を持ち寄り、これを民事再生手続の流れや債務者の業種別に整理した上で、Q&A方式でまとめられています。通常の解説書では触れられていない実務的な論点が多数含まれており、民事再生事件の最新の運用を知るには最適な書籍といえます。

## 保険法の論点と展望



- 【編著者】 弁護士 高山崇彦 ほか／甘利公人・山本哲生 編  
【発行日】 2009年12月7日  
【出版社】 商事法務  
【価格/版型】 5,460円(税込)/A5版/330頁

本書は、本年4月1日から施行される新保険法による主要な改正点について、研究者や実務家が解説をするものです。新保険法上の最新の論点や今後の實務の展望についても併せて論じられており、新保険法に基づく實務を検討するには欠かせない書となっています。

## ～編集部から～

本年1月に公表されました、mergermarket社が集計したリーグテーブルにおいて、弊事務所は、2009年通期で日本国内のM&A案件に關した法律事務所として、案件数別で第4位、取引金額別では第12位にランクされました。また、同じく1月にThomson Reuters社が公表したリーグテーブルにおいても、2009年通期で關した日本国内のM&A案件数別で、公表ベース/完了ベース共に第4位にランクされたのを初め、国内/グローバル案件双方につき、取引規模等に応じた各種の法律事務所ランキングで上位にランクされました。

2009年は、前年のリーマン・ショックに端を発した金融危機の影響もあり、他の業界にも増して、M&A市場は激しい逆風に見舞われました。このような状況の中、弊事務所が、上のような各種リーグテーブルにおいて前年を上回る実績を残せたことは、大変光栄であると同時に、ひとえにクライアントの皆様からの多大なご支援あつてのことと深謝いたします。

2010年になり、ようやく景気回復の兆しが、僅かながら見えつつあるように思いますが、今後も、M&A市場における主要なアドバイザーの一つとして、リーガルサービスの益々の向上を図って参る所存です。

本ニュースレターで採り上げて欲しいテーマなど、是非、皆様の忌憚ないご意見・ご要望を下記までお寄せください。また、今後Eメールでの配信をご希望の方や送付先が変更となる方も、下記までご連絡ください。

編集部：TMI-newsletter@tmi.gr.jp

編集長：ktakahashi@tmi.gr.jp

03-6438-5533 (直通)

TMIニュースレター編集部 編集長  
パートナー弁護士 高橋 聖